社会福祉法人伊豆の国市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成17年4月1日 伊国社協規程第8号

改正 平成20年9月29日規程第2号 改正 平成23年3月24日規程第5号 改正 平成25年5月23日規程第2号 改正 平成31年3月22日規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊豆の国市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員、評議員及び各委員会等の構成員(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定める。

(勤務日)

第2条 本会の会長の勤務日は毎週2日以上とする。

(報酬)

- 第3条 本会の会長の基本報酬は月額100,00円とする。
- 2 役員等が役員会、評議員会及び各種委員会等に出席したときは、報酬として日額 3,000円を支給する。
- 3 役員等が本会の監査業務等の特別な業務を依頼され実施したときは、報酬として 5,000円を支給する。

(費用弁償)

- 第4条 役員等がその職務を遂行するため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する額は、本会旅費規程により支給する。 (委任)
- 第5条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成20年10月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。 附則
- この規程は、平成25年6月1日から施行する。 瞬間
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。